

# 中日新聞 調査報道「呼吸器事件」



中日新聞

2019年10月31日(木)

## 西山さん無罪公算



「最後まで頑張って、冤罪を晴らす」

## 呼吸器事件の再審確定

### 滋賀・元看護助手 服役12年

## 西山美香さんの手紙

### 有罪視 もはや「職業病」?

## 西山美香受刑者の手紙

### 「無実の訴え12年」

## 「私は殺ろしていません」

## 呼吸器事件 再審を支援

### 日弁連決定、冤罪と判断

### 本紙報道で新証拠

# 滋賀・湖東記念病院事件 再審開始決定



## 呼吸器事件有罪立証断念

### 検察側、弁護側に通知

### 自白偏重の司法落とし穴

### 見逃し続け



# 獄中から両親へ送った350通余の手紙

ありませ  
は、困  
ません。  
を、突  
生、お  
新、分  
子、行  
人、士  
を、

# 2017年4月 小出将則医師が獄中鑑定へ



### 西山美香受刑者の手紙

#### ①無実の訴え12年

自白を唯一の証拠に、有罪とされる事件は数多い。逮捕後二十日余の取り調べでの自白を裁判で否認しても、無罪になる例はむしろ少ない。では、ここにある無実の訴えを獄中から十二年間書き続けてきた二百五十余通の手紙を、どうとらえるべきか。もはや一顧だに値しないのか。そんなはずはない。

「再審しなくて…。でも殺人なんかしてへんし…。でも刑務所から出れへんし…。やしてたまらん」(二〇一六年六月)

元看護助手西山美香受刑者(三七)は滋賀県彦根市出身、殺人罪で和歌山刑務所に服役、再審請求中。が両親につづいた無実の訴えは、刑の満了を八月に迎える今も続く。

事件は〇三年、植物状態の男性(三〇)が病院で死亡。警察は、異常を知らせる人工呼吸器のアラーム音を聞き逃した看護師らの業務上過失致死事件とみたが、当夜の院内で「アラームを聞いた」との証言は得られなかった。

#### 彼女だけが別証言

だが一年後、彼女だけが「アラームは鳴った」と言い出した。県警本部から加わった三世代(当時)のA刑事による取り調べだった。

「鳴っていたはずやと言われ、うそをついてしまいました」(〇六年四月)

怒鳴られ、怖くなったから、という。実際、A刑事は別の事件の取り調べで無実の男性の胸ぐらをつかんで蹴



角雄記 (大津支局)

## 「私は殺ろしていません」



手紙には無実の訴えが繰り返される(一部画像処理、アンダーラインは家族による)

たすかると思いうまく言えない。今なら発達障害の傾向を疑うかもしれない。知的な面での不安も感じている。生徒指導だった伊藤正一さん(六八)は「人と接するのが苦手、いつも一人でいた。やっけないのに認めずしてしまうことはあると思っ」と話した。

「私は〇〇さんを殺ろしていません」

手紙に繰り返して出てくる、送り仮名の「ろ」が余る彼女特有の訴えが、目を引き付けにする。

「そしたら急に優しくなつて、A刑事のプライベートルなことをいろいろ聞いて私のことを信用しているんな話も聞いてくれてす。ううれしかった」(同)

#### 刑事に特別な感情

低学力だった彼女には、難関大学卒の兄二人に対し「自分だけだめな人間」という劣等感と、人間関係が苦手な「友だちができない」という深い孤独感があった。

「A刑事に好意をもち、きいてもらおうと必死でした」(〇七年五月)

だが、うそのせいで、日ごろ親身になってくれた看護師の取り調べが厳しくなると、彼女は気が動転した。署に通って取り消しを求めたが相手にされず、とうとう「私が人工呼吸器の管を抜いた」と警察する予想しなかったことを口走った。

獄中手紙にはこう書く。

「〇〇看護師のことを母子家庭といつと、責任が重大だからといって夜おそくまで調べられていると聞かされ、かわいそうになってしまい、私の責任にすれば〇〇さんは

「殺しました」とうそをついたはずがない、という常識からだ。だが、それは本当に彼女に当てはまる常識だったのか。中学時代の恩師から気になることを聞いた。

当時教頭だった吉原英樹さん(七三)は「思っていることを

「ニュースを問う」の(毎週日曜)ご意見は、〒460-8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

発達や知的障害に対する司法の無理解が問題視されている。苦手を受け答えでの誤解がもたらす、実際に冤罪事件も起きている。西山受刑者の捜査・裁判でも障害の可能性は一切検討されなかった。事件を再検証する。(次回は21日)

# 呼吸器事件 再審決定

# 「患者自然死の疑い」

## 滋賀・元看護助手自白誘導の可能性

滋賀県東近江市の湖東記念病院で二〇〇三年、患者の人工呼吸器のチューブを抜いて殺害したとして、殺人罪で懲役十二年の有罪判決を受け服役した元看護助手西山美香さん(三三)＝同県彦根市＝が申し立てた再審請求で、大阪高裁は二十日、再審開始を認める決定を出した。殺人の被害者とされた患者が「自然死した疑いが生じた」と指摘し、殺害を認めたと自白は「警官や検事による誘導があった可能性がある」と批判した。

決定要旨①面、関連②③④面、社説⑤面

高裁の審理では、確定判 認定した患者の死因の妥当性が「急性低酸素状態」と性や、チューブを抜いて空



大阪高裁が再審開始を認める決定をし、笑顔の西山美香さん(左)=20日午後、大阪市で

湖東記念病院人工呼吸器事件 2003年5月22日午前4時半(左)、滋賀県東近江市(旧湖東町)の湖東記念病院の3階病室で、慢性呼吸器不全で入院していた男性患者(当時72)が死亡しているのが見つかり、当直勤務の看護助手だった西山美香さんが殺人容疑で逮捕された。西山さんは捜査段階で「人工呼吸器のチューブを外して患者を殺害した」「助手の待遇に不満があった」と自白したが、公判では否認に転じた。

### 大阪高裁

の鑑定書は「証明力が薄かった」と判断。「患者の因が致死性不整脈である可能性は低くはなく、窒息合理的疑いなく認定できない」と述べた。

息死させたとする西山さんの自白の信用性が争点になった。

後藤真理子裁判長は決定理由で、患者は窒息ではなく「致死性不整脈で死亡した可能性が高い」とする弁護団の主張を認め、死因を窒息と結論付けた司法解剖

「人工呼吸器の管を外しのか外れたのかなど、多くの点で(供述は)めまぐるしく変遷している」と疑問呈した。チューブを外し異常を知らせるアラーム消したとした西山さんの自白には、捜査当局による誘導の可能性を指摘。「犯行と認めるには合理的な疑

#### 呼吸器事件の経過

2003年5月22日	入院していた患者が病室で死亡
04年7月6日	滋賀県警が西山さんを殺人容疑で逮捕
9月24日	大津地裁で初公判、認否留保
10月19日	第2回公判で否認、以降は一貫して否認
05年11月29日	大津地裁で懲役12年判決(07年6月確定)
10年9月21日	第1次再審請求(11年8月棄却)
12年9月28日	第2次再審請求
15年9月30日	大津地裁が第2次再審請求を棄却
17年8月24日	和歌山刑務所を満期出所
12月20日	大阪高裁が再審開始

